

議案第 97 号

工事請負変更契約の締結について
((仮称)熊取町公民館・町民会館整備工事)

(仮称)熊取町公民館・町民会館整備工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び要議決契約等条例(昭和39年条例第2号)第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月19日提出

熊取町長 藤原敏司

記

1. 契約の目的 (仮称)熊取町公民館・町民会館整備工事
2. 契約の金額
変更前 金1,516,891,200円
変更後 金1,655,934,500円
3. 契約の相手方
大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番6号
株式会社 旭工建
代表取締役社長 重里 一文

工 事 概 要

1. 工 事 名 称： (仮称) 熊取町公民館・町民会館整備工事

2. 工 事 箇 所： 熊取町野田一丁目地内他

3. 変 更 工 事 概 要：

項 目	内 容
① 資材価格等の急激な高騰への対応	・資材価格、労務費等の急激な高騰による増額
② 既設公民館改修	・劣化状態の激しい既設躯体の補修等
③ 利用形態再考等に伴う変更	・利用形態再考に伴う外構工事や雨水排水設備等の変更

4. 工 期： 議決日から令和6年2月14日まで